

老認発 0521 第 1 号

老老発 0521 第 1 号

令和 6 年 5 月 21 日

都道府県
各 市 町 村 介護保険主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

（ 公 印 省 略 ）

老 人 保 健 課 長

（ 公 印 省 略 ）

「第 13 回 健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」の
被表彰候補の募集について（依頼）

日頃より、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）第 5 条において、「個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。」と規定されました。

これを踏まえ、介護予防・高齢者生活支援への貢献に資する優れた自助努力活動等を行っている企業・団体・自治体を表彰し、もって、個人の主体的な介護予防・高齢者生活支援の取組につながる活動の奨励・普及を図ることを目的とし、平成 26 年度から、厚生労働省健康局の表彰制度である「健康寿命をのばそう！アワード」の募集対象を拡充・発展させ、介護予防・高齢者生活支援に係る表彰を行っております。

つきましては、今年度の募集を開始させていただきますので、貴管内で実施されている、介護予防・高齢者生活支援の優れた取組について、「企業部門」「団体部門」「自治体部門」の各部門において、各都道府県において可能な限り 1 事例以上の推薦をお願いいたします。

また、各市町村及び特別区（以下、「市町村」という。）から推薦いただくことも可能ですので、各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただくとともに、市町村推薦分についても取りまとめの上、提出くださいますようお願いいたします。

加えて、一昨年度より企業部門の応募方法については、都道府県や市町村からの推薦に加えて、企業からの自薦も可能としておりますので、貴管内の企業に対しても本事業の周知をお願いいたします。

なお、今年度より過去に受賞歴のある取組の再受賞に関する取扱いを定めたのでご留意ください。（詳細は下記参照）

記

1. 募集種別

貴管内で実施されている介護予防・高齢者生活支援の優秀な取組について「企業部門」「団体部門」「自治体部門」の各部門の事例

2. 募集期間

令和6年5月21日（火）～7月19日（金）

3. 提出方法

＜団体部門及び自治体部門＞

○市町村からの推薦

都道府県から御案内された方法で、都道府県に御提出ください。

○都道府県からの推薦

市町村推薦分と合わせて、調査票（別添2）とあれば補足資料を電子メールにて下記提出先に御提出ください。（※）

＜企業部門＞

○市町村からの推薦、都道府県からの推薦

団体部門及び自治体部門と同様の方法で御提出ください。

○企業からの自薦

企業からの自薦は、別添1のとおりとし、調査票（別添2）と自己推薦書（別添3）を電子メールにて直接下記提出先に御提出いただきます。都道府県（又は市町村）で取りまとめていただく必要はございません。

なお、自薦に当たっては、都道府県（又は市町村）と連携した取組であることを条件としてしております。自薦を行う企業が記載する自己推薦書には、都道府県（又は市町村）の了承を得た上で都道府県（又は市町村）担当部署名等を記載することとしておりますので、企業から自薦の申し出があった場合は御協力くださいますようお願いいたします。

（※）本事業は、株式会社ツクルスに委託して実施します。

本募集に関する提出先や問合せ先は、以下のとおりです。

【提出先・問合せ先】

健康寿命をのぼそう！アワード事務局

介護予防・高齢者生活支援分野（株式会社ツクルス内）

MAIL：kenkoujumyou-award@tsukurusu.com

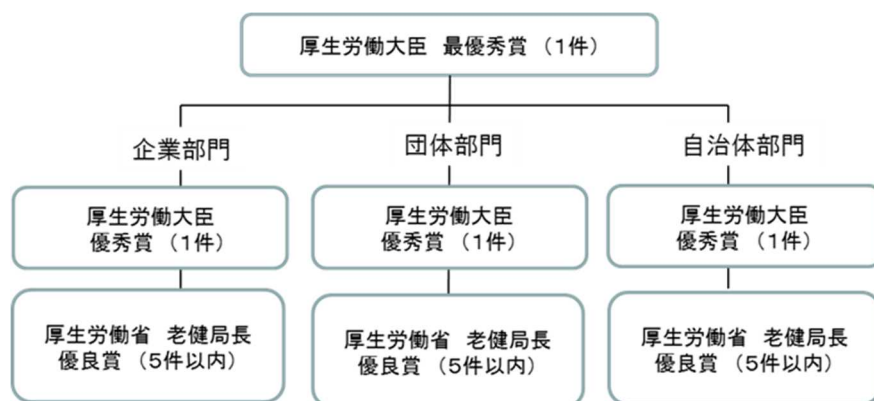
TEL：03-6914-6004 FAX：03-6915-8702

4. 表彰件数

各部門 5 事例程度

※ 都道府県におかれましては、各部門で可能な限り 1 事例以上を推薦願います。特に、「企業部門」については、積極的な推薦をお願いいたします。

< 賞の選定数及び表彰区分：介護予防・高齢者生活支援分野 >



5. その他

1) 表彰事例の決定等について

推薦いただいた内容については、本分野の評価委員による書面審査及び評価委員会にて審査の上、令和 6 年 10 月中旬頃に表彰事例を決定し、同年 11 月下旬頃に「健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」にて表彰式を実施する予定です。

なお、表彰事例については、後日、事例集を作成の上、厚生労働省ホームページ等において掲載する予定です。

2) 過去に受賞歴がある取組の再受賞について

過去に受賞歴がある取組は、以下の要件を全て満たした場合に再受賞を可能とします。

- ・ 前回の受賞から原則 5 年経過していること
- ・ 前回受賞時と比べて新たな取組み又は付加的取組みを行う等さらなる優良な功績があると認められる場合
- ・ 前回受賞時と同等以上の表彰区分で表彰可能な場合

3) その他事項について

別添 4 の「留意点」を参照してください。



【参考：厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html

【照会先】

厚生労働省老健局老人保健課介護予防係（担当：内田、北角）

TEL：03-5253-1111（内線 3947）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課地域包括ケア推進係（担当：山崎、原）

TEL：03-5253-1111（内線 3986）